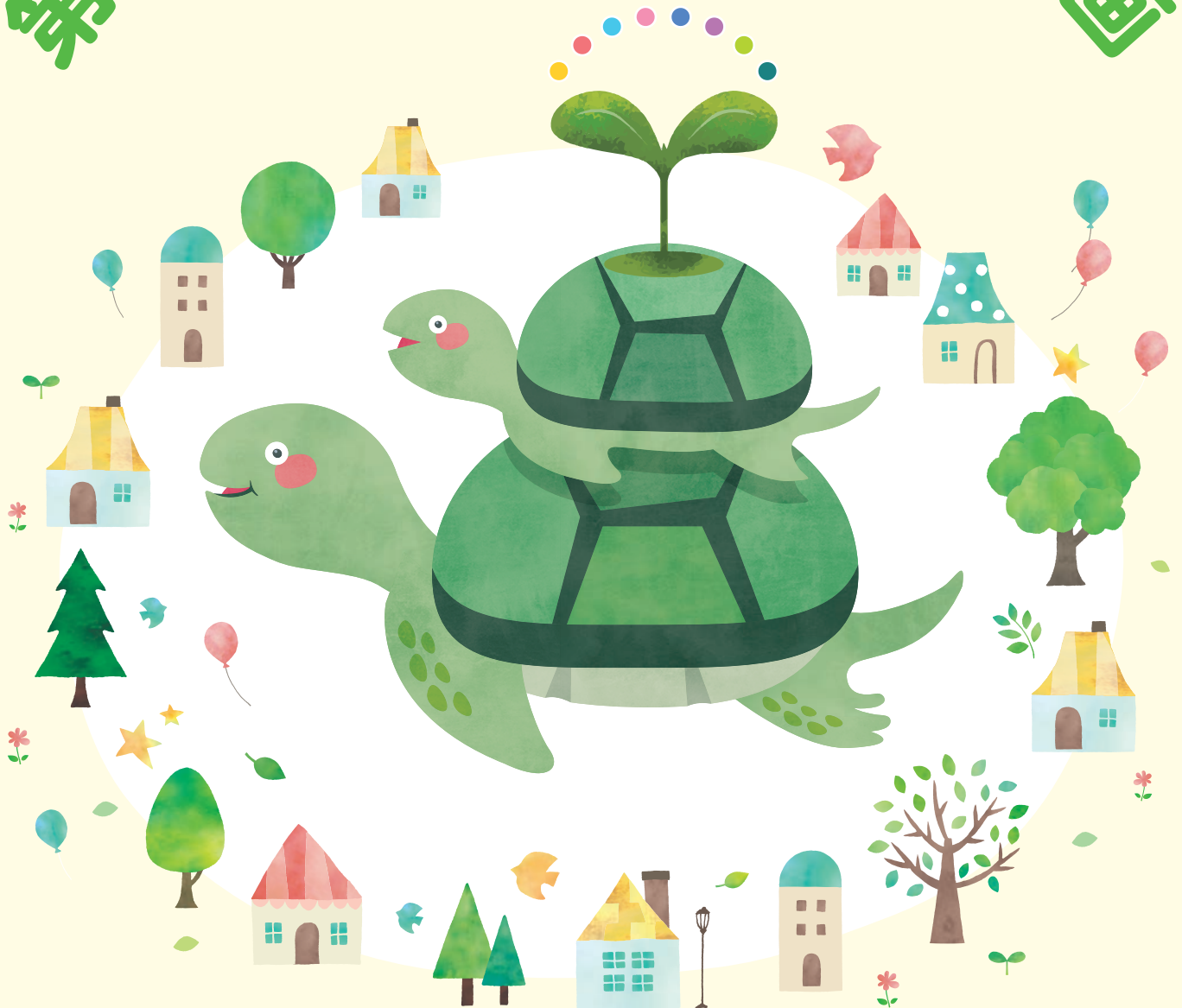


丸亀市子ども・子育て支援事業計画

第2期 丸亀市子ども未来計画

(令和2年度～6年度)



令和2年3月

丸 亀 市

ごあいさつ

すべての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。これは少子高齢化対策であるとともに、活力ある地域社会を将来につないでいく上でも重要です。しかし、近年の子育てに関する社会環境は急速な変化を遂げており、これまでにない様々な課題が生じてきています。

これまで、国においては平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、新たな子育て支援に関する制度を発足させました。

これを受けて、本市においても法定計画である『丸亀市子ども・子育て支援事業計画』と平成26年度末で終了する「子育てハッピープランまるがめ（後期計画）」の後継計画として『丸亀市子ども・子育て支援事業計画（丸亀市こども未来計画）』を策定し、平成27年度より施行することといたしました。

しかしながら、本市におきましても、全国と同様、待機児童や児童虐待防止など子育てに関する大きな課題を抱えており、この計画の満了を迎えて、これらの課題にも対応した新たな令和2年度から5年間の「第2期こども未来計画」を策定する運びとなりました。

また、このたび、「全ての子どもが家庭及び地域から愛され、心豊かに生まれながら健やかに成長していく」ことを目的とした「丸亀市子ども条例」が議員提案条例として令和2年3月議会で可決成立しております。私といたしましては、本条例に基づき議会と力を合わせて、より一層の子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

そして、この計画の基本理念である「すべての子どもの健やかな育ちを家庭と地域社会が見守り、支えるまち まるがめ」を目指し、本市の総合計画にある「心豊かな子どもが育つ丸亀市」が実現するよう努めてまいります。

最後になりましたが、アンケート調査をはじめ、本計画策定にあたりご協力いただきました市民の皆様や関係団体、また、熱心にご審議いただきました丸亀市子ども・子育て会議の委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

丸亀市長 梶 正治

児童憲章

(昭和26年5月5日宣言)

- すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

子ども・子育て支援法

(平成24年8月22日 法律第65号)

【目的】

第1条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【市町村子ども・子育て支援事業計画】

第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（平成6年5月16日 公布）

【4つの権利】

- 1 生きる権利（すべての子どもの命が守られること）
- 2 育つ権利（もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること）
- 3 守られる権利（暴力や搾取、有害な労働などから守られること）
- 4 参加する権利（自由に意見を表したり、団体を作ったりできること）

丸亀市子ども条例

（令和2年3月30日 条例第23号）

【目的】

第1条

この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利について定め、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるため、家庭、学校等、地域、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが家庭及び地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長していくことを目的とする。

【基本理念】

第3条

子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (2) 大人は、子どもを温かく見守り、日常的な関わりを大切にして、子どもが主体的に考え、行動していく力を育めるようにすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、事業者及び市は、互いに協働して子どもの育成に係る取組を行うとともに、その環境を整備すること。

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	9
1 人口・世帯の状況	9
2 少子化の状況	12
3 就労状況	15
4 幼稚園・保育所等の状況	17
5 小学校・中学校の状況	23
6 将来推計人口	25
第3章 現計画の成果と課題	27
1 教育・保育の量の見込みと確保方策	27
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	31
3 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	36
4 保育士等の確保のための施策	37
5 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）	38
第4章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
第5章 次世代育成支援行動計画	41
I 子どもの健やかな成長を支援します	41
1 遊び場・子どもの居場所づくり	41
2 総合的な放課後児童対策	42
3 いじめ・不登校対策	44
4 有害環境対策と非行等防止対策	46
5 成人期に向けての健康づくり・保健対策	48
6 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	50
7 人間性や個性を育む環境整備	51

8	総合的・継続的な障がい児支援	53
II	子どもを育む家庭を支援します	55
1	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	55
2	相談支援・情報提供	57
3	地域における多様な保育ニーズ等への対応	59
4	児童虐待防止対策	61
5	家庭の教育力の向上	63
6	経済的支援	64
7	配慮が必要な家庭への支援	66
III	安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	67
1	安全・安心なまちづくり	67
2	子育てバリアフリーのまちづくり	69
3	仕事と子育てが両立できるまちづくり	70
4	人材育成・支援	72
第6章 子ども・子育て支援事業計画		73
1	子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	73
2	教育・保育提供区域の設定	75
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	79
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	90
5	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	103
6	保育人材の確保及び定着支援	106
第7章 子どものひかり計画		109
1	計画の概要	109
2	本市の子どもの状況	110
3	子どもの貧困対策に係る今後の方向性について	120
4	子どもの貧困対策チームの体系と実践	123
5	結び・今後に向けて	124
資料編		125
1	第2期計画の策定経過	125
2	丸亀市子ども・子育て会議委員名簿	127
3	子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組一覧	128
4	用語の解説	139
5	区域別 量の見込みと確保方策 旧丸亀地区	147
6	地域子ども・子育て支援事業実施施設一覧	153